

予 算 審 査 特 別 委 員 会

令和5年3月9日（木曜日）

1. 開 議

1. 議案第34号の審査

1. 議案第35号の審査

1. 議案第36号の審査

1. 議案第37号の審査

1. 議案第38号の審査

1. 議案第39号の審査

1. 議案第40号の審査

1. 議案第41号の審査

1. 委員会報告の作成について

1. 閉会について

1. 閉 会

午前10時開会

出席委員（11名）

黒澤 朗 君	涌澤 義和 君
竹中 弘光 君	佐々木 みさ子 君
稲葉 定 君	伊藤 雅一 君
久 勉 君	杉浦 謙一 君
大泉 治 君	鈴木 英雅 君
後藤 洋一 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事兼課長	高橋 貢 君	総務課長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課長 兼 参事兼課長	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税務課長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉副センター長 兼 国民健康保険病院 総務管理課参事兼課長	木村 智香子 君	福祉課長	鈴木 久美子 君
健康課長	木村 治 君	農林振興課長	三浦 靖幸 君
建設課長	小野 伸二 君	上下水道課長	岩渕 明 君
会計管理者兼 会計課参事兼課長	高橋 由香子 君	農業委員会会長	畑岡 茂 君
農業委員会 参事兼事務局長	菊池 茂 君	教育総務課長 兼 給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	阿部 雅裕 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務 班 長	金山 みどり
-------	-------	--------	--------

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○委員長（大泉 治君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまから予算審査特別委員会を開催します。

審査に当たっては、一般会計同様、質疑、答弁については明瞭簡潔にお願ひいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議案第34号の審査

○委員長（大泉 治君） これより、議案第34号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。担当課長は順次説明願ひます。

○健康課長（木村 治君） おはようございます。今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明いたします。

資料につきましては、定例会資料、A3判の資料2の14ページをお開き願ひます。

令和5年度の療養給付費等の積算につきましては、これまでの療養給付費の実績や被保険者数の動向を踏まえ、県が算出した普通交付金を基準に算出しているところでございます。

下の表、世帯数、被保険者数の推移をご覧願ひます。令和5年度当初予算の年平均被保険者数の見込みになりますが、国保会計の歳出に計上しております県に納付する国保事業費納付金の算定時に使用された、県が示した被保険者数3,743人を計上しております。

上の表、療養給付費等につきましては、これまでの療養給付費等の実績に基づき県が示したものを基準に算出したものでございます。

令和5年度の当初予算の予算計上額につきましては、昨年度当初と比較しますと、被保険者数は減少しておりますが、療養給付費等に係る一人当たりの給付費については伸びているという状況になります。総額15億3,088万7,000円を当初予算で計上しているところでございます。

また、決算見込額では、当初見込んでいたよりも高額レセプトが多数発生したことにより一人当たりの給付費が伸びているところでございます。要因につきましては、医療の高度化や高額医薬品の使用により費用額が増加しているところでございます。令和4年度においては、現時点で費用額200万円以上の高額レセプトが29件発生したところでございます。疾病内容につきましては、心臓疾患の循環器系疾患やがん、そういったものによるものが多いところでございます。

それでは、国民健康保険の予算書に戻りますので、そちらのほうをお開き願ひたいと思います。

ページ数につきましては、6ページ、7ページをお開き願ひたいと思います。

歳入から、保険税から順に説明したいと思います。

○税務課長（紺野 哲君） それでは、歳入の1款国民健康保険税です。国民健康保険税の総額は2億9,513万円で、対前年度比3,100万9,000円、9.5%の減となりました。

内容といたしましては、初めに現年課税分のみを説明いたします。

1目1節一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分の現年課税分では、特別徴収分、普通徴収分、合わせまして1億6,880万円、対前年度比1,790万円の減となっております。要因といたしましては、被保険者数の減などによるものと考えております。

次に、3節後期高齢者支援金分現年課税分では、特別徴収、普通徴収、合わせて8,170万円、対前年度比790万円の減となっております。医療給付費分後期高齢者支援金分では、未就学児均等割額について、国での2分の1軽減策に町独自の支援策を追加し、未就学児均等割全部の減額を継続いたします。

次に、5節介護納付金分現年課税分は2,270万円、対前年度比280万円の減となりました。

そのほか、2節、4節、6節、滞納繰越分でございますが、収入の現況などを勘案し、合わせて2,193万円を計上するものでございます。

次の2款1項1目督促手数料については、令和5年度から廃止いたすものでございますが、過年度分を徴収するための科目設定でございます。

終わります。

○健康課長（木村 治君） それでは、8ページ、9ページをお開き願います。

4款①普通交付金15億3,479万4,000円につきましては、葬祭費及び出産育児一時金を除く保険給付費に係る費用について、全額、県から普通交付金として交付されるものでございます。

2節特別交付金3,892万4,000円につきましては、令和4年度の実績見込みでそれぞれ計上しております。内訳として、①保険者努力支援交付金724万8,000円は、市町村ごとの医療費適正化事業の取組状況を点数化し、それに応じて国から県を通して交付されるものでございます。②特別調整交付金1,400万円につきましては、保健事業等の実績に基づき交付されるものでございます。③県繰入交付金1,142万4,000円については、県評価による保険者努力支援的な交付金として交付されるものでございます。④特定健康診査等負担金625万2,000円については、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分が交付されるものでございます。

5款財産収入5万円については、基金利子を前年度同額を計上するものでございます。

6款1項一般会計繰入金については、低所得者に対する保険税軽減補填分の国・県負担金及び国保事業の運営費や出産育児一時金に対する法定分として一般会計から1億4,331万8,000円を予定するものでございます。

次の10ページ、11ページをお開き願います。

2項基金繰入金6,579万円、対前年度比4,103万8,000円の増額になります。主な要因につきましては、被保険者数の減少や高齢化、低所得者の割合が高くなった影響から保険税が令和4年度と比較し約3,000万円の減少、また、保険給付費等の実績に基づき県に納付する納付金が、令和4年度と比較し3,500万円の増額が影響しているものでございます。

次の7款繰越金及び8款諸収入につきましては、前年度同額を計上しております。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳出のほうになります。

1款1項1目一般管理費484万1,000円については、保健所の更新事務に係る費用を計上しております。なお、対前年度比72万9,000円の増額につきましては、国保集約システムに係るファイアウォールを購入するものでござ

ございます。

2目連合会負担金181万3,000円については、国保連合会の負担金になります。

以上です。

○**税務課長（紺野 哲君）** 2項徴税费につきましては、前年度比217万1,000円減の214万7,000円といたしております。

14ページ、15ページをお開きください。

賦課徴収費の12節の①委託料で、令和4年度に未就学児均等割軽減に対応するシステム改修費220万円を計上していましたが、その経費が減額になっておりまして、そのほかは前年同様の計上としております。

終わります。

○**健康課長（木村 治君）** 3項運営協議会費13万8,000円については、国保運営協議会に係る経費を計上しております。

2款保険給付費1項療養諸費につきましては、先ほど議会定例会資料で説明いたしましたので割愛させていただきます。

なお、2目退職被保険者等療養給付費については、過年度分の遡及を含め、10万円を計上しているところでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

5目審査支払手数料350万7,000円につきましては、国保連合会に支払う審査手数料になります。1件当たり62.61円になります。

3項葬祭諸費200万円につきましては、1件5万円の葬祭費40件を計上しております。

次の4項1目一般被保険者高額療養費につきましては、これも先ほど議会定例会資料で説明したとおりになりますので、ご参照願いたいと思います。

3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額30万円を計上しております。

2目退職被保険者等高額療養費及び4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、過年度分の遡及対応を含め、1万円を計上しているところでございます。

18ページ、19ページをお開き願います。

5項移送費につきましては、前年度と同額10万円を計上しているところでございます。

6項1目出産育児一時金400万円につきましては、1件50万円を、令和4年度の実績に基づき8人分を見込むものでございます。なお、出産育児一時金につきましては、制度の改正に伴い、1件当たり42万円から50万円に上げたものでございます。

その下、2目支払手数料2,000円については、国保連合会に支払う審査手数料になり、1件当たり210円になります。

3款国民健康保険事業費納付金4億6,893万2,000円につきましては、県が保険給付費等を推計し、各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して納付金を算定いたします。当町の令和5年度の納付金につきましては、県から示された額に基づき、医療分、後期高齢者支援分、介護納付分、それぞれ区分ごとに計上しております。なお、令和4年度と比較し約3,500万円増加しておりますが、その主な要因につきましては、被保険者一人当た

りの医療費の増加により保険給付費が増加しているほか、後期高齢者医療制度に係る後期高齢者支援金の増加が見込まれるものでございます。県内の各市町村の納付金の状況ですが、35市町村中、30団体が増加し、5団体が減少しているような状況でございます。

20ページ、21ページをお開き願います。

4款共同事業拠出金1,000円につきましては、遡及分に係る退職者医療制度の対象者を把握するため、年金受給者一覧表に係る費用を国保連合会と共同で費用負担するものでございます。

6款保健事業費につきましては、被保険者の健康増進を図るための経費になります。

2項1目保健衛生普及費80万1,000円については、健康推進員が各地域において開催いたします健康づくり事業等に対する事業費になります。

6目医療費適正化対策事業費175万9,000円につきましては、国の保険者努力支援交付金の評価対象であります重複・多剤者に対する保健指導や、医療費通知による適正受診の勧奨など、医療費適正化事業の経費になります。

次の22ページ、23ページをお開き願います。

3項1目健康管理センター事業費、細目2施設管理費613万9,000円につきましては、施設管理に要する経費を国保病院と案分して計上しているところでございます。

次の24ページ、25ページをお開き願います。

2目細目2歯科保健事業費88万7,000円につきましては、歯科保健事業に係る経費になります。歯科保健事業においては、保育・教育機関をはじめ、地域の様々な場所において、口腔ケアや口腔機能維持対策事業を実施しているところでございます。

次の3目細目2特定健康診査事業費2,456万6,000円につきましては、特定健診及び特定保健指導に係る経費になります。令和4年度の特定健診の受診率につきましては、暫定ではありますが50%になり、令和3年度48.7%と比較し伸びているところでございます。なお、令和3年度の県平均になりますが、45.8%になり、県平均よりも高い状況でございます。

また、令和4年度から新規事業として、国保病院の脳ドックを受ける方を対象に1万円を限度に助成を行っておりますが、令和4年度の実績については4件となります。今後も特定健診を含め、引き続き受診率向上に向けて事業に取り組んでまいります。

なお、令和5年度の各種保健事業の内容につきましては、お渡ししている涌谷町保健活動計画をご参照願いたいと思います。

26ページ、27ページをお開き願います。

7款基金積立金につきましては、繰越金の2分の1及び基金利子を積み立てるものでございます。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度と同額を計上するものでございます。

28ページ、29ページをお開き願います。

2項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金400万円につきましては、国保病院で行う各種事業に対する繰出金になります。なお、この繰出金につきましては、国の特別交付金で歳入が見込まれるものでございます。

次の9款予備費につきましては、県に支払いする事業費納付金の1000分の5を基準にしているため、令和5年

度におきましては234万4,000円を措置するものでございます。

以上で説明を終わりたいと思います。

○委員長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑の際は、ページと項目を述べてから行うようお願い申し上げます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第35号の審査

○委員長（大泉 治君） これより、議案第35号 令和5年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。担当課長は順次説明願います。

○税務課長（紺野 哲君） 議案第35号 令和5年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算について説明申し上げます。

予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、保険料総額は1億4,048万円、対前年度比1,780万4,000円、14.5%の増となりました。これまでの実績などからの積算でございます。

内訳ですが、1目1節特別徴収保険料現年度分1億300万円、対前年度比700万円の増。

2目1節普通徴収保険料の現年度分は3,700万円、対前年度1,070万円の増となりました。

滞納繰越分につきましては、過去の収入状況等を勘案し、計上するものでございます。

次の2款使用料及び手数料、督促手数料については科目設定でございます。

終わります。

○健康課長（木村 治君） 3款1項1目1節保険基盤安定繰入金5,506万8,000円については、低所得者に係る保険料軽減補填分の繰入金になります。

2節その他一般会計繰入金435万5,000円については、後期高齢者医療保険の事務を進める上での一般管理経費及び徴収事務経費について、一般会計から繰入金として計上するものでございます。

次に、4款繰越金につきましては、歳入の科目設定によるものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

5款諸収入についてですが、1項1目延滞金は前年度と同額に5,000円を計上し、次の2項償還金及び還付加算金から4項雑入まで、それぞれ科目設定するものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目細目2一般管理経費124万2,000円、対前年度89万1,000円の減額につきましては、令和4年度、医療費の窓口負担割合2割負担の施行に伴い、被保険者証を2回更新作業したことにより通信運搬費を増額しておりましたが、令和5年度については、通常の更新作業1回に変更することにより、また減額したものでございます。

次に、2項1目細目1徴収事務経費181万8,000円については、主に電算処理業務委託料の事務経費になります。

次に、2款1項1目細目1後期高齢者医療広域連合納付金5,506万8,000円につきましては、低所得者に係る保険料軽減補填分として一般会計から繰入れした保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

次に、細目2後期高齢者医療広域連合保険料納付金1億4,048万5,000円につきましては、歳入の後期高齢者医療保険料分を広域連合に納付するものでございます。

3款諸支出金30万1,000円及び次の4款予備費100万円につきましては、前年度と同額を計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号 令和5年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 令和5年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第36号の審査

○委員長（大泉 治君） これより、議案第36号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。

説明を求めます。担当課長は順次説明願います。

○健康課長（木村 治君） それでは、令和5年度介護保険事業勘定特別会計予算について説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。

歳入になります。

初めに、令和5年度介護給付費の積算根拠になりますが、令和4年度の給付実績見込みに令和元年度から令和3年度の過去3年間の平均伸び率を積算し算出しているところでございます。サービス内容ごとに差はございますが、令和4年度と比較し、全体で介護給付費につきましては、マイナス1.82%程度を見込み予算化したところでございます。

それでは、保険料から順に説明いたします。

○税務課長（紺野 哲君） 1款保険料です。総額は3億9,335万円、対前年度比772万6,000円の増となりました。

内訳といたしましては、1節特別徴収保険料の現年度分は3億6,400万円、対前年度比500万円、1.4%の増、2節普通徴収保険料の現年度分は2,800万円、対前年度比290万円、11.6%の増となっております。

滞納繰越分につきましては、収入状況等を勘案し計上いたしましたものでございます。

2款①督促手数料は科目設定でございます。

終わります。

○健康課長（木村 治君） 3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金3億307万6,000円につきましては、国の法定負担割合固定分として、施設サービス分が給付費の15%、その他居宅サービス分が給付費の20%を計上しております。

2項国庫補助金1目調整交付金1億525万円につきましては、国の法定負担割合変動分として総給付費の6.73%を計上しております。

2目地域支援事業交付金1節介護予防・日常生活支援総合事業分1,132万6,000円については事業費の25%、次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。2節その他地域支援事業分1,020万3,000円については事業費の38.5%、それぞれ交付割合分を計上しているところでございます。

5目保険者機能強化推進交付金327万1,000円及び6目介護保険保険者努力支援交付金312万1,000円につきましては、市町村ごとの介護予防の推進などの取組状況を点数化し、それに応じて国から交付されるもので、令和5年度については前年度実績に基づき予算を計上しているところでございます。

4款県支出金1項1目介護給付費負担金2億5,119万6,000円につきましては、県の法定負担割合分として、施設サービス分が給付費の17.5%、その他居宅サービス分が給付費の12.5%を計上しております。

2項1目地域支援事業交付金1節介護予防日常生活支援総合事業分566万3,000円については事業費の12.5%、2節その他地域支援事業分510万1,000円については事業費の19.25%を、それぞれ交付割合分を計上しております。

5款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金4億6,047万3,000円及び2目地域支援事業支援交付金1,255万6,000円については、支払基金の法定負担割合分として給付費の27%を計上しております。この交付金は、40歳から64歳までの2号被保険者保険料の介護分として納めた保険料が交付されるものでございます。

6款財産収入は、基金利子になります。

10ページ、11ページをお開き願います。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金2億1,318万2,000円につきましては、町の法定負担割合分として給付費の12.5%を計上しております。

2目地域支援事業繰入金1節①介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金566万3,000円については事業費の12.5%、②その他地域支援事業費繰入金510万1,000円については事業費の19.25%、それぞれ町の法定負担割合分を計上しております。

3目その他一般会計繰入金1節①職員給与費等繰入金965万7,000円につきましては、職員人件費に係る繰入金になります。次に、②事務費繰入金2,518万1,000円については、介護保険業務に係る事務経費の繰入金になります。

4目低所得者保険料軽減繰入金2,178万円につきましては、低所得者に係る保険料軽減補填分の負担金として、国2分の1、県4分の1、町4分の1をそれぞれ法定負担割合分として繰入れするものでございます。

8款繰越金は、前年度からの繰越金を計上しております。

9款諸収入になります。1項1目第1号被保険者延滞金5,000円及び2項預金利子については、前年度同額を計上しております。

12ページ、13ページをお開き願います。

○福祉課長（鈴木久美子君） 3項1目1節①介護予防支援サービス計画費収入903万2,000円につきましては、介護予防支援費の計画作成に対する収入を見込むもので、対前年度18万円の増額でございます。

次の5項1目1節③成年後見申立求償金につきましては科目設定でございます。

終わります。

○健康課長（木村 治君） 4節要介護認定調査委託金4,000円につきましては、町外の保険者から介護認定調査を委託された場合の調査費を計上するものでございます。

3目第三者納付金30万円につきましては、交通事故など第三者行為による納付で、前年度と同額を計上するものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出のほうになります。

1款総務費細目2一般管理経費646万3,000円につきましては、介護保険業務に係る事務経費を計上しております。令和5年度については、令和4年度から2か年計画で策定しております第9期介護保険事業計画策定業務に係る委託料を予算措置しているところでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

2項徴収費及び3項介護認定審査会費、4項介護認定調査費につきましては、それぞれ前年度と同様に、年間の事務経費について予算を計上しているところでございます。

18ページ、19ページをお開き願います。

2款保険給付費になりますが、1項介護サービス等諸費から2項介護予防サービス等諸費、次の20ページ、21ページをお開き願います。3項その他諸費、4項高額介護サービス等費までは、令和4年度の給付実績見込み令和元年度から令和3年度の過去3年間の平均伸び率を積算して、昨年度と比較し全体でマイナス1.82%を

見込み予算化したところでございます。

4款基金積立金については、2,590万3,000円を積立てするものでございます。基金積立て後の残高につきましては2億6,309万7,000円になります。

以上です。

○福祉課長（鈴木久美子君） 5款地域支援事業費7,181万円につきましては、重層的支援体制整備事業費を一般会計へ移行したため、全体で対前年度3,405万円の減額となっております。地域支援事業の目的は、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するものです。なお、重層的支援体制整備事業の名称につきましては、「重層事業」と略して説明させていただきますので、ご了承願います。

22ページ、23ページをお願いいたします。

1項1目細目2介護予防・生活支援サービス事業費3,446万1,000円でございますが、要支援1、2の方の訪問型・通所型サービス事業費で、前年度と同額でございます。

2項1目細目2一般介護予防事業659万2,000円につきましては、介護予防のための経費でございますが、重層事業費を一般会計へ移行したことにより減額したものの、3項2目から委託料を科目変更し、一般介護予防事業委託料に合わせて計上したため、134万円の増額となっております。

3項1目細目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費120万8,000円につきましては、対前年度803万8,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、12節委託料①高齢者等安心見守り業務委託料ですが、地域支援事業の対象経費となることから一般会計から移行したため増額したものの、重層事業費を一般会計へ移行したため、対前年度803万5,000円の減額となっているところで。

2目細目2認知症総合支援事業費25万9,000円につきましては、認知症に係る総合的な支援を行う経費で、認知症初期集中支援チームの運営や認知症サポーター養成、認知症カフェ等の開催に要する費用を計上しております。重層事業費を一般会計へ、また委託料を2項1目一般介護予防事業費へ移行したことにより、対前年度501万6,000円の減額となっております。

3目細目2在宅医療・介護連携推進事業3万9,000円につきましては、在宅における医療と介護の連携を図るための事業でございますが、対前年度4,000円の減額でございます。

7目細目2任意事業費641万6,000円につきましては、対前年度21万6,000円の減額でございますが、19節①扶助費で成年後見制度の利用見込み人数を1名減としているためです。

4項1目細目1審査支払手数料12万6,000円は、前年度同額、介護審査手数料でございます。

説明を終わります。

○健康課長（木村 治君） 6款1項1目保険料還付金50万円につきましては、前年度と同額を計上するものでございます。

3項繰出金1目重層的支援体制整備事業繰出金1,564万5,000円につきましては、令和5年度から重層的支援事業を一般会計で事業実施することに伴い、一般被保険者保険料収入の23%及び2号被保険者に係る支払基金交付金の27%などを一般会計に繰り出しするものでございます。

7款予備費150万円につきましては、前年と同額を計上しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 町長の施政方針で、16ページなんですけれども、「地域包括支援センターを拠点として、医療・介護・住まい・生活支援及び介護予防が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の一層の充実を図ってまいります」と掲げています。

今年度の一般会計でも同じなんですけれども、大きな特徴は重層的支援体制整備事業ということで、県内でも聞けば仙台市と涌谷だけであると。今までやってきた涌谷の保健・医療・福祉、それから地域包括ケアができてから介護まで含んだ住民サービスというんですかね、それを今回、重層的ということで、より住民のところに、本当にサービスを求めている人へ一層整備がされたというふうに大きく前進したと見ています。

ただ、その中で欠けているのが、「医療・介護・住まい」、この住まいの部分がですね、例えば高齢者の独居であるとか、老夫婦の2人世帯であるとか、そういった人たちの住まいへの支援というんですかね、そういったところがないのがちょっと残念かなと思います。昨日も住宅のところでも申し上げたんですけれども、総合計画の中では高齢者向け住宅の整備とかが掲げていますけれども、なかなか、今まで全然やっていません。まあ、なぜできないのかというのはちょっと分からないところがあるわけなんですけれども、そういう発想がないのか。でも、総合計画に掲げた以上、どこから手をつけたらいいとか、そういったのも見えない。

そこで、提案なんですけれども、民間で介護保険が使えない方でも入れるサービスつき高齢者住宅というのがあります。涌谷には2軒、新しく1軒できて2軒なんですけれども、私ごとですけれども、昨年、1か月入居しました。ただ、介護保険が利かないので全部自己負担になるわけなんですけれども、お金のない方はやっぱり入れないですね。最低で月15万円ぐらいかかります。何かそれへの、公で、町でできないのであれば、そういう民間でやっているところがあるわけですから、お金のない方、まあ、ない方という言い方はおかしいですけども、国民年金で結局月15万円もらえる人なんていないと思いますね、ほとんどね。ですから、そういった方々へのその支援策を、町で高齢者住宅ができないんだしたら、そういう民間でやっているところへのその負担の軽減を図る政策とかを考えてはいかがでしょうか。町長の見解をお願いします。

○委員長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 雄君） この部分につきましては、非常に一番弱い部分だなというように私自身も思っております。一般的にイメージするのは医療センターを中心として、私どもの町1万5,000人、ちょうど住まい的には住宅の配分は取れているんですけれども、ただ、いざ、議員が一時生活されたのを覚えておりますけれども、そういった中で、遠くのほうに行ったり様々な不本意な形で地元を離れるということもありますので、それを何とか、国保病院とか、そういったような老健施設とか、そういったことだけでなく、何とか最期まで涌谷の町民は涌谷の空気を吸いながら、最期を誰かにみとられてという形、イメージしておりますけれども、それをどのようにしたらよいのかなというのはずっと、この地域包括ケアの中で私自身どのような対応が取れるのかなと。お金があれば、医療センターの近くにそういったような施設ができれば一番いいんですけれども、なかなかそうもいなくて、具体的にどうすると聞かれても一番困っているところでもありますけれども、ただ、私ぐらいの年齢になりますと様々なそういったような話題が出てきます。そういった中で、今、夫婦でいても独りになったりという、そういうようなことがありますので、心細いと感じる、この心細さをどう解消したらいいのか

などずっと私も悩んでおります。

そういった中で、何かこう、介護保険制度とかそういったような制度を当てはめることができればそれにこしたことはないと思いますけれども、今、具体的なことを求められても私の中ではイメージするところはありませんけれども、何とかこの住まいの問題、ここが一番弱い、地域包括ケアの中で一番弱いところでございますので、何とかしたいなど、何か自分自身の延長線上も重ね合わせましてそう思っているんですが、非常に具体的に求められますと難しいなというのが現状でございます。

しかし、これはいずれ、超高齢化社会に向かって何か一步を踏み出さないと何もできなくなるという、総崩れするという不安もございますので、その辺は皆様方の知恵を借りながら、何とかクリア、少しでもクリアしたいなと思っているところでございます。

現在は、それくらいの答弁しかできないので申し訳ないんですけども、そう考えております。

○委員長（大泉 治君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 具体策がなかなかイメージできないということなんですけれども、具体策、私、先ほど提案ということで申し上げたわけですから、ぜひ内部で検討していただいて、公でできないのであればそういった民間でやっているところもあるわけですから。

ただ、それは介護保険も利かないわけですから、まるっきり自費、例えば息子さんとかの収入があれば、息子さんがそういうところに入居させるということもできるわけですけども、独居老人や、老夫婦で息子も、子供さんも経済的に余裕がなければそういったところにも入居することもできないという方もいるわけですから、ぜひその辺の実態を、福祉課のほうで個々の方の生活支援のことについては数字等は把握していると思いますので、そういったのを考慮して、ぜひご検討していただくよう申し上げます。

○委員長（大泉 治君） 質問は。検討するか……（「いや、検討してくださいって言ったんだもの、検討するかしないかじゃねえの、答えは。やりませんって言われたらまた言わなきゃないし、そういうことで」の声あり）町長。最後は質問で終わらせるようにお願いします。（「はい」の声あり）

○町長（遠藤 雄君） まあ、どうしてもと言うのなら、非常に困るんですけども、このままで町長という席にあるならば、次の4年間でどのような具体、先ほど質問者がおっしゃいましたのも一つの方法だと思いますけれども、財政的なこともありますので、具体で取り組んだ場合、どのような財政措置をしながらの対応ができるかというものを考えてみたいと思います。

○委員長（大泉 治君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第36号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩いたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（大泉 治君） 再開します。



◎議案第37号の審査

○委員長（大泉 治君） これより、議案第37号 令和5年度涌谷町水道事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第37号 令和5年度水道事業会計予算の説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

まず、第2条は、業務の予定量でございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、第1款水道事業収益は4億2,509万8,000円、第2款水道事業費用は4億245万5,000円と定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、第3款資本的収入は3,248万5,000円、第4款資本的支出は1億2,485万3,000円と定めるものでございます。

なお、括弧書きといたしまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,236万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額698万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,235万2,000円、当年度分損益勘定留保資金6,303万円を補填するものでございます。なお、今の第2条から第4条の内容につきましては、後ほど資料でご説明申し上げます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第5条、企業債でございます。老朽管等更新事業の財源といたしまして、3,000万円を限度額に借入れするものでございます。

第6条、各項間の経費の流用を定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の2,954万7,000円について定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金額でございますが、10万4,000円でございます。

それでは、改めまして第2条から第4条について説明申し上げますので、定例会資料2の15ページをお願い申

上げます。

資料15ページの左上、1、業務量等でございます。令和5年度の予定量について申し上げます。給水戸数につきましては、5,800戸でございます。年間予定配水量は140万7,000立方メートルになりますが、その内訳といたしまして、大崎広域水道からの受水量を139万2,000立方メートル、自己水源の揚水量を1万5,000立方メートルとするものでございます。年間の予定給水量の有収水量になりますが、117万1,000立方メートル、有収率は83.2%を見込んでございます。

次に、その下、2、主な工事になります。主な事業概要の62ページにも掲載してございますので、併せてご覧いただければと思います。

令和5年度の建設改良事業の工事請負費でございますが、まず、企業債を財源に充てる工事といたしまして、①の六軒町裏地内配水管布設替え工事、③の新桑畑地内配水管布設替え工事、④の大谷地地内配水管布設替え工事を予定しております。また、そのほかの事業といたしまして、②の田町裏地内配水管布設替え工事、⑤のチュウケイイケトウ流量計交換工事、⑥の桜町裏地内舗装復旧工事を予定しております。

次に、委託料になりますが、①と②に対する工事の実施設計、それから⑦といたしまして、主要地方道河南築館線の改良工事に併せまして約500メートルの水道管の布設をするための実施設計を予定してございます。また、現在、紙ベースで管理されております水道管路網図につきまして、電子化を図るため業務委託することを予定しております。これらの総事業費は7,818万3,000円でございます。

次に、資料をおめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

ここから、予算の内容につきまして主なものを申し上げますが、予算書は24ページからの実施計画説明書の内容になりますので、併せてご覧いただければと思います。

まず、資料の左側、3、収益的収入及び支出でございます。

まず、1款水道事業収益は4億2,509万8,000円を見込んでおりますが、1項営業収益のうち、1目給水収益は3億9,100万円、前年度比100万円の減を見込んでおります。

2目受託工事収益は276万1,000円になりますが、田町裏地内配水管布設替え工事と同時に施工いたします消火栓設置工事に対する受託工事収益でございます。

3目その他営業収益で552万2,000円になりますが、設計審査等の手数料及び下水道使用料収納業務の見込みでございます。

2項営業外収益は2,581万5,000円を見込んでおります。

次に、支出になりますが、2款水道事業費用は4億245万5,000円を見込んでおります。

1項営業収益のうち、1目原水及び浄水費におきまして、大崎広域水道からの受水量は減少いたしますが、動力費が増える関係で121万9,000円増。

2目配水及び給水費におきましては、委託料において管路台帳修正業務がなくなることや、水質検査の委託料において契約額が減額が見込まれるため、272万1,000円の減。

3目受託工事費におきましては、収入でも申し上げましたが、田町裏地内消火栓設置工事で276万1,000円を計上してございます。

4目総係費におきましては、職員給与費やインボイス制度への対応で増となりましたが、その他の費用で縮減

に努めまして38万円の減となっております。

次に、2項営業外費用につきましては1,452万4,000円になりますが、企業債利息と消費税に係る費用を見込んでございます。

4項予備費は50万円でございます。

このことから、収益的収支は税込みで2,264万3,000円の黒字、当年度純利益は1,565万7,000円を見込むものでございます。

続きまして、そのページの右側になります、4、資本的収入及び支出でございます。

3款資本的収入でございますが、3,248万5,000円を見込んでおります。

1項企業債3,000万円は、先ほど申し上げました建設事業に充てるものでございます。

3項出資金73万6,000円は、黄金山工業団地造成時に借入れした企業債償還元金分を一般会計から繰入れするものでございます。

4項負担金174万9,000円は、水道加入金を見込んでございます。

次に、支出のほうになりますが、4款資本的支出でございます。1億2,485万3,000円を見込んでおります。

1項建設改良費は7,859万6,000円でございますが、先ほど説明いたしました工事費と、それに係る諸費用及び水道メーターの購入費を見込んでおります。

3項企業債償還金は4,625万7,000円を見込んでおります。

このことから、資本的収支は9,236万8,000円の赤字となりますが、資料に記載してございます補填財源を充てるものでございます。

予算の説明は以上となりますが、人口減少に加えまして、電気料金や資材関係の価格高騰など厳しい経営環境の中での予算編成となりました。水道は生活に欠かせないライフラインとして、安全な水を供給し、持続的に事業運営していけますよう、様々な取組を続けてまいる所存でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号 令和5年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 令和5年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第38号の審査

○委員長（大泉 治君） これより、議案第38号 令和5年度涌谷町下水道事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） 続きまして、議案第38号 令和5年度下水道事業会計予算の説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

まず、第2条は、業務の予定量でございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、第1款下水道事業収益及び第2款下水道事業費用は4億7,192万9,000円と定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、第3款資本的収入は4億826万8,000円、第4款資本的支出は5億4,726万円と定めるものでございます。

括弧書きといたしまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,899万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,670万円、過年度分損益勘定留保資金3,327万2,000円、当年度分損益勘定留保資金8,902万円で補填するものでございます。

なお、第2条から第4条の内容につきましては、後ほど資料でご説明申し上げます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第5条、企業債でございますが、表の上から、下水道事業債（公共汚水分）4,640万円、下水道事業債（公共雨水分）500万円並びに下水道事業債（農集排分）4,300万円は、それぞれ建設改良事業の財源に充てるものでございます。

次に、下水道事業債（特別措置分）1,380万円、下水道事業債（特別措置分借換債）843万6,000円、資本費平準化債（公共汚水分）5,100万円、資本費平準化債（農集排分）2,500万円は、企業債の償還金に充てるものでございます。合わせまして1億9,263万6,000円を限度額として借入れするものでございます。

第6条は、一時借入金限度額を5,000万円とするものでございます。

第7条は、各項間の経費の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の2,602万4,000円について定めるものでございます。

第9条は、一般会計からの収益的収入への補助金額となりますが、1億8,618万6,000円でございます。

それでは、改めまして予算第2条から第4条について説明いたしますので、定例会資料2の17ページをお願い申し上げます。

まず、左上の1、業務の予定量等でございます。令和5年度の予定量を申し上げます。公共下水道の污水事業でございますが、処理区域面積は276ヘクタール、処理人口は4,900人、年間総処理水量は51万3,000立方メートル、使用料の収納率は96%、水洗化率は70.8%をそれぞれ見込むものでございます。

次に、公共下水道の雨水事業になりますが、令和4年度末での処理区域面積は88ヘクタールとなっております。江合川右岸第2排水区渋江地内雨水排水路の整備が完成いたしまして、新たに江合川右岸第3排水区田町裏地内雨水排水路の整備に着手いたします。

続いて、農集排でございます。処理区域面積は363ヘクタール、処理人口は1,190人、年間総処理水量は8万5,000立方メートル、使用料の収納率は99%、水洗化率は63.7%を見込むものでございます。

次に、真ん中ほどになりますが、2の主な工事等の説明でございます。なお、主な事業概要の63から65ページにも掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

まず、公共汚水の管渠建設費でございます。①の花勝山地区管渠移設工事についてでございますが、場所は涌谷浄化センター東側で、県営農地整備事業により圃場の区画が変わるため、汚水管の移設を行うため令和4年度に実施設計を行っているものでございます。施工延長は約590メートルで、予算額3,000万円でございます。なお、事業費につきましては、資産減耗分相当額を除き、県からの収入を見込むものでございます。

②の尾切地内電磁流量計設置工事500万円につきましては、令和6年度操業予定のウェルファムフーズ涌谷工場からの排水につきまして、下水道使用料算定のために電磁流量計を設置するものでございます。③の汚水管渠公共ます設置工事の400万円につきましては、住宅建設等に伴い設置要望がある箇所に対応をするものでございます。④のマンホールポンプ場更新工事350万円につきましては、汚水管渠の各所に設置してございますマンホールポンプ場の経年劣化に対応し、汚水ポンプや非常用通報装置等の更新を行うものでございます。

次に、処理場建設費でございます。令和2年度から涌谷浄化センターストックマネジメント計画に基づき、国の交付金を活用し、水処理に必要な機器類の更新を行っているものでございます。⑤の涌谷浄化センター改築工事の4,900万円は、耐用年数が超過している管理棟内の電気設備、制御設備の更新を行うものでございます。

次に、公共雨水になります。管渠建設費の⑥江合川右岸第3排水区雨水排水路整備実施設計業務の1,020万円は、令和5年度から当面5年間で整備が予定されます涌谷公民館向かい側から旧消防署前までの排水路約360メートルにつきまして、国の交付金を活用し実施するものでございます。

次に、農集排でございます。管渠建設費で、⑦マンホールポンプ場更新工事400万円は、上郡地区の3か所のマンホールポンプ場につきまして、非常用通報装置及び操作パネルを更新するものでございます。

次に、処理場建設費になりますが、最適整備構想に基づきまして、国庫補助事業での施設の更新を行っておりますが、⑧の籠岳中央地区処理施設改築更新設計業務200万円は、令和5年度実施分の設計資料作成を行うものでございます。⑨の籠岳中央地区処理施設改築更新工事7,600万円につきましては、処理場の曝気装置や非常用エンジンポンプ等の更新を行うものでございます。

次に、資料の右側の収益的収入及び支出などの説明になりますが、資料18ページをお願いいたします。予算書につきましては、28ページからの実施計画説明書の内容になるものでございます。

8、予算の内訳でございますが、この資料は予算の内容を総括して示しておりますので、事業ごとに示したものを次の19ページから用意しております。各項目についてそちらで説明申し上げますので、19ページのほうにお願いいたします。

19ページ、まず、公共汚水の説明になりますが、主なものを申し上げます。金額につきましては税込みでございます。

1款下水道事業収益は3億2,291万円を見込んでございます。

1項営業収益の9,108万6,000円でございますが、そのうち、1目下水道使用料は9,075万円で、令和4年度比46万2,000円増を見込んでおります。

2項営業外収益は2億3,182万4,000円でございますが、そのうち、2目他会計補助金1億2,734万6,000円、昨年度比113万9,000円の減は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、2款下水道事業費用になりますが、3億3,078万8,000円を見込んでおります。

1項営業費用は2億9,097万8,000円でございますが、1目管きよ費514万9,000円は管路の維持管理に要する経費となっております。そのうち、17節委託料の120万円は、令和4年度から行っておりますウエルファムフーズ涌谷工場建設等に伴う下水道事業認可変更業務の令和5年度分の作業に係る費用を計上することで、80万円の増となっております。

3目処理場費4,897万9,000円は、浄化センターの運転維持管理に要する経費となります。事業内容は昨年度同様となりますが、26節動力費が電気料金の高騰により598万2,000円の増となっております。

5目普及指導費37万円は、宅内の排水設備工事に対して出しております補助金と普及啓発に係る費用の見込みでございます。

7目総係費3,491万8,000円は、職員人件費や事務的な経費でございます。そのうち、22節手数料24万5,000円で7万1,000円の増となっておりますが、令和4年度に金融機関との間で行っている支払いデータの通信方式が変更になったこと及び新たに銀行窓口での手数料が必要となったことに伴い、増額となったものでございます。

9目は減価償却費でございます。

続いて、その下、2項営業外費用になります。3,951万円になりますが、企業債利息と消費税に係る費用を計上しているものでございます。

4項は予備費でございます。

その下になりますが、下水道事業収益と下水道事業費用の収支差はマイナス787万8,000円を見込むものでございます。

次に、2、資本的収入及び支出になります。

3款資本的収入は2億7,114万3,000円を見込んでおります。

1項企業債は、予算第5条で説明したものでございます。

2項他会計出資金1億130万7,000円は、昨年度比719万8,000円の減で、一般会計からの繰入金になりますが、企業債の償還に充てるものでございます。

6項国庫補助金2,400万円は、資本的支出の処理場建設費に充てる防災・安全社会資本整備交付金で、補助対象事業費の2分の1相当でございます。

7項負担金2,620万円は、1目受益者負担金10万円は収入の見込みを計上しておりますが、3目工事負担金2,610万円は花勝山地区下水道管渠移設工事に伴う県からの補償費を見込むものでございます。なお、この中には令和4年度に実施した設計委託料も含むものでございます。

4款資本的支出は3億6,145万円を見込んでおります。

1項建設改良費9,150万円の内容は、先ほど説明したものでございます。

3項企業債償還金は2億6,995万円でございます。

資本的収支の補填財源の額は9,030万7,000円になるものでございます。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、20ページをお願いいたします。

次は、公共雨水の説明となります。

1 款下水道事業収益2,626万5,000円を見込んでおります。

1 項営業収益は2,180万円で、令和4年度より502万1,000円の増となっておりますが、3 目他会計負担金で、企業債償還金等の増加に伴い、一般会計からの繰入金が増えたものでございます。

次に、2 款下水道事業費用は1,838万7,000円になります。

1 項営業費用は1,497万7,000円で、事業内容は昨年度同様でございますが、2 目ポンプ場費の26節動力費が雨水調整池と佐平次雨水排水ポンプ場の電気料金高騰に伴い、昨年度より108万3,000円に増えているものでございます。

2 項営業外費用301万円は企業債利息。

4 項予備費は40万円を計上してございます。

その下、収支差が787万8,000円になりますが、汚水と雨水を相殺する形で、公共下水道事業として収支差をゼロとしております。

次に、その下、資本的収入及び支出になります。

3 款資本的収入は1,000万円を見込んでおりますが、1 項企業債、6 項国庫補助金、それぞれ資本的支出の建設改良の財源とするものでございます。

4 款資本的支出は2,421万円を見込んでおりますが、1 項建設改良費1,020万円は江合川左岸第3排水区雨水排水路整備事業の実施設計を行うものでございます。

3 項88節の企業債償還金は1,040万1,000円でございます。

資本的収支の補填財源の額は1,042万1,000円でございます。

次、21ページをお願いいたします。

農集排の説明になります。

1 款下水道事業収益は1 億2,275万4,000円を見込んでおります。

1 項営業収益の1,540万1,000円のうち、1 目下水道使用料は1,540万円で、昨年度比5,000円増を見込んでおります。

2 項営業外収益は1 億735万3,000円でございますが、そのうち、2 目他会計補助金5,884万円、昨年度比52万6,000円減は一般会計からの繰入金でございます。

次に、2 款下水道事業費用になりますが、1 億2,275万4,000円を見込んでおります。

1 項営業費用は1 億930万4,000円でございますが、そのうち、1 目管きよ費541万4,000円と3 目処理場費1,890万6,000円で、その中の14節通信運搬費は、既存の非常用通報装置を電話回線からクラウドシステムに改修を進めることで減額を見込んでおります。また、26節の動力費は、電気料金の高騰で増額を見込むものでございます。

5 目普及指導費25万円は、公共汚水と同様の補助金を見込むものでございます。

7 目総係費は174万7,000円で、事務的な経費でございます。

9 目は減価償却費になります。

2 項営業外費用の1,315万円は、企業債利息と消費税に係る費用を計上しておりまして、4 項予備費は30万円

を計上してございます。

その下になりますが、収支差はゼロでございます。

次に、資本的収入及び支出になります。

3款資本的収入は1億2,712万5,000円になります。

1項企業債は、予算第5条で説明したものでございます。

2項他会計出資金は2,067万4,000円、昨年度比400万1,000円の増で、一般会計からの繰入金になりますが、企業債の償還に充てるものでございます。

6項国庫補助金の3,845万円は、資本的支出の処理場建設費に充てる農村整備事業費補助金で、補助対象事業費の2分の1相当でございます。

4款資本的支出は1億6,160万円になります。

1項建設改良費8,200万円の内容は、先ほど業務量で説明したのになります。

3項企業債償還金は7,960万円となりまして、資本的収支で補填財源の額は3,447万5,000円でございます。

各事業の説明は以上となりますが、資料、すみませんが、17ページにお戻り願います。また、予算書20ページに関連した内容を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

資料17ページの右上、収益的収入及び支出になります。いずれも税抜きでございますが、事業全体の営業損益は2億8,833万8,000円の損失、当年度純利益は473万4,000円を見込むものでございます。

その下になりますが、4、資本的収入及び支出は、収支が1億3,899万2,000円の不足となりますが、下の表の補填財源で補うものでございます。

5、企業債、6、国庫補助金につきましては、ご覧いただきたいと思っております。

7、一般会計繰入金でございますが、収益的収入と資本的収入への一般会計繰入金を合わせました総額で3億2,996万7,000円、前年度比15万9,000円の増となるものでございます。

予算の説明は以上となりますが、下水道事業におきましても、人口減少、エネルギーや資材価格の高騰は大変厳しいものとなっております。しかし、収入と支出のバランスを取りながら、昨年度並みの一般会計繰入金で予算編成をしております。より一層、長期的な経営を見据えまして、関係機関と連携しつつ、地域の生活環境の改善を図るため事業に取り組んでまいります。

以上で終わります。

○委員長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 令和5年度の施政方針で、その18ページに、「農業集落排水事業につきましては」と始まって、「本年度においても」、この結びのところなんですけれども、「本年度においても企業債償還金の増加に伴い、一般会計繰入金が増加しておりますが、財政再建計画を踏まえた予算編成としておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます」と結んでおります。

町長の農集排に対するその認識と伺いますか、考え方をお尋ねしますが、資料の20ページ、今、課長から説明あったの、20ページにですね……。ごめんなさい、農集排、21ページです。失礼しました。21ページの予算説明の収入、下水道事業収益、営業収益1,540万1,000円、2の費用のほうで下水道事業費用、営業費用で1億930万4,000円、そのうち管渠費が541万4,000円、処理場費が1,890万6,000円、合計して約2,400万円なんですけれ

ども、これは農集排造ったときからそうなんですけれども、ここの処理区域の全世帯が加入しても、この処理場に係る費用というんですかね、それを賄えないような料金体系になっています。

それで、施政方針では「企業債償還金の増加に伴い」とうたっていますけれども、企業債の償還金は7,960万円、去年が7,610万円です。ところが、さっき言った使用料が1,540万円、それからポンプ場とか管渠に係るお金が大体2,400万円、そっちのほうが金額大きいわけなんですけれども、いかにも一般会計の繰り出しは企業債の償還金が増えたから繰り出すんだというような施政方針のこの書き方といいますですかね、まあ、ずっと言ってきたことなんですけれども、これは担当課だけで解決できることではない。でも、この頃は何か県と一緒に検討会議とかやってやられているようなんですけれども、なかなか将来を見据えたこの対策というんですかね、それが見いだせないでいるといいますですかね、その辺、施政方針のこの書き方も、さも企業債が償還金が増えたから一般会計の繰入金が増加しましたって、結びが「御理解賜りますようお願い申し上げます」って、何を理解してくださいというのか。こういう政策をやりますよとか、そういうことでないことなんですよね。結果を見て足りないから、まあ出すよという言い方といいますですかね、こういう対策を取ります、だから理解してくださいというのなら分かるんですけれども、町長、どうなんですかね、これ。その辺の農集排に対する考え方といいますか。町長って聞いたんですけども。

○委員長（大泉 治君） 先に、じゃあ、上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） お答え申し上げます。

まず、一般会計繰入金につきましては、農集排につきましては営業収益で営業費用を賄えない分、そこについても補填するような形で入れている、なおかつ、あと資本的支出のほうで企業債償還金にも充てているという現状でございます。今回につきましては、まず、増加した分の主な要因としては企業債償還金が増えたことによるということで、町長の施政方針にあったものでございます。

農集排につきましていろいろご指摘いただきまして、我々も内部的な検討は常に進めているところでございます。令和元年度から下水道事業会計が企業会計になりまして、そのときからの決算の状況をちょっとお話しさせていただきますと、令和2年度の決算時には営業損益から減価償却費を引きますとマイナス1,168万円だったんですが、令和3年度の決算では同じような計算をしますとマイナス934万6,000円、それで令和5年度予算におきましても997万9,000円ということで、当初よりは改善するように努めておるところではございます。

なかなか抜本的に収入を増やすとか費用の改善というのには至っていないんですが、徐々に将来の下水道事業の在り方ということを考えながら事業運営は行っておりますので、そのあたりをご理解いただきたいという趣旨で町長の施政方針では述べたものとなっております。終わります。

○委員長（大泉 治君） 考え方について、町長の。町長。

○町長（遠藤 雄君） 下水道事業というのは、質問者のほうが分かっていると思いますけれども、公共下水の場合は何とか使用料が管理費より上回っているということでございますけれども、農集排につきましては、全戸加入してもやはり、しょせん収支はマイナスになるということでございますので、途中から今、合併浄化槽の普及に努めているところでございますが、やはりもともと農集排に関しての集合処理というのが大きく問題があったのかなと思いました。町としても、途中から気づいて個別処理に切り替わったという、その時期が少し遅かったなという感じもしております。

一旦走り出した以上は、やはりこの接続率を100%にして、少しでも使用料で管理費を何とか賄えないのかなという形が希望するところがございますけれども、なかなかそれが、高齢化社会とか、あるいは世帯数の減少、あるいは世帯の中でも人口の減少があつて難しいなということがございます。

いずれにしても、私はこういったようなところで、もし可能であるならば、不採算のところは個別処理にいつかの時点で切り替えなければならないと、そのように思っております。

○委員長（大泉 治君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） これは、常任委員会でも十分その説明は課長のほうからされていますので、それは理解しているんですけども、ただ、町としてやはりね、これをどうしようかということ、下水道課だけの問題でなくて。例えば、下水道課に調べていただいたのでは、処理場を縮小してやっているところとかっていう例もありますので、その辺は県のほうと一緒にですね、やはり農集排をやっている市町村、その繰入金の状況も前に資料として頂いておりますので、やはりきちんとした、きちんとしたという言い方はおかしいですけども、ある程度の収益あれば、一般会計の繰出金、本来、教育であるとか子育てであるとか、そういった真水の金が住民の福祉の向上につながるように使えるわけですので、農集排である一部の人のためだけに、そこに一般会計からのお金が投入されるというのは決してよいことではないことですので、なお一層の、まあ、努力と言つてもちょっとなかなか難しいことだと思いますけれども、その解決策を町全体のこととして検討されるよう望みます。

○委員長（大泉 治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） お答えいたします。

我々といたしましても、なかなか進まない、大幅な改善には至らないという現状についてはちょっと頭を痛めているところではございますが、やはり他の自治体なんかを見ますといろいろな事例もあつたりとか、そういったところを勉強させていただきながら、また庁舎内においても情報を共有させていただいたりしながら、これから事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大泉 治君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第38号 令和5年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（大泉 治君） 起立全員であります。よつて、議案第38号 令和5年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前 1 1 時 4 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

[7 番伊藤雅一君退席]

○委員長（大泉 治君） 再開します。

◇

◎議案第 3 9 号の審査

○委員長（大泉 治君） これより、議案第39号 令和 5 年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 議案第39号 令和 5 年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。

令和 5 年度におきましては、昨年11月に全員協議会でご説明いたしました病床機能変更及びダウンサイジングに伴う影響額を反映し、予算を編成しております。

予算書 1 ページをお開きください。

第 2 条、業務の予定量につきましては、病床数は、地域医療構想に基づく機能分化と、令和 5 年度から病床数を121床から99床にダウンサイジングし、一般病棟が60床、療養病棟が39床となります。年間患者数ですが、一般病棟は 1 日平均54人、病床稼働率につきましては90%、療養病棟につきましては 1 日平均34人、病床稼働率は87.1%の入院全体で 1 日平均患者数88人に設定し、年間患者数を一般・療養合わせて 3 万 2, 208 人といたしました。うち、在宅復帰を支援する地域包括ケア病床につきましては20床で、より細かな在宅支援を行うことで高い診療報酬が得られる地域包括ケア入院医療管理料 1 への引上げを行っております。

外来患者数につきましては、1 日平均患者数を200人、診療日数を243日といたしまして、年間患者数を 4 万 8, 600 人としております。外来の患者数におきまして、昨年の11月からカウントの仕方の変更をしており、複数受診は複数カウントしておりますことから増えております。また、2 月からは耳鼻咽喉科を開設しており、今後、準備が整いましたら総合診療科を開設し、医療ニーズに応えてまいります。

(4) の主要な医療機器の導入につきましては、電子カルテシステム、診断用エックス線装置、ナースコールシステム等の更新を予定するものでございます。電子カルテシステムにおいては、昨年度更新予定でしたが、資金不足と半導体不足により導入を見送り、今年度改めて予算計上するものです。

(5) 主要な建設改良事業として、一般会計でご説明いたしましたが、高架水槽等改修工事を予定するものです。

第 3 条、収益的収支、第 4 条の資本的収支につきましては、資料でご説明いたします。

次のページ、2 ページをお開き願います。

第 5 条で、企業債の限度額を定めるものです。内容は、第 4 条の建設改良費における医療機器整備事業といた

しまして電子カルテシステム等に1億3,140万円、建物附帯設備整備事業として高架水槽等改修工事に1,610万円、福島県沖地震の災害復旧事業として建物のクラック等の補修に4,050万円となります。

第6条、一時借入金につきましては、令和4年度同額の4億円と設定いたします。

第7条は、経費の流用条項で、第8条は流用制限の条項、第9条は国民健康保険事業会計からの補助金を設定し、第10条は棚卸資産購入限度額を定め、第11条では取得する資産として表のとおり定めるものでございます。

それでは、議会の会議資料2、22ページをお開き願います。

左から、令和5年度当初予算額A、令和4年度当初予算額B、当初予算比較を表示してございます。

1の業務の予定量中、1日平均単価でございますが、入院につきましては昨年11月の全員協議会でご説明した地域包括ケア病床の増床、活用による単価のアップを見込み、外来につきましては診療報酬の加算を見込んでおります。耳鼻咽喉科や総合診療科の患者数については、今後、実績を見てまいります。

恐れ入りますが、資料の23ページをお開き願います。

令和4年度との当初比較で、大きいものを中心に説明してまいります。

表の一番上、1款病院事業収益といたしましては、対前年度1,754万7,000円増の20億3,899万1,000円とするものでございます。

1項医業収益1目入院収益、2目外来収益でございますが、大きく減少していますのは、病床機能変更とダウンサイジングの影響となっております。また、実績により近い試算となっているためでございます。

3目その他医業収益1節室料差額は、病床数減による減収となります。

2節公衆衛生活動収益は、新型コロナウイルス予防接種の収益を現段階では見込んでいないことから減額としております。

5節その他医業収益の増につきましては、地域包括ケア推進の交付税措置のある一般会計繰入金3,300万円で、昨年度は補正対応したため増額となったものでございます。

2項医業外収益ですが、2目補助金において7,332万9,000円の増額については、病床再編に係る補助金と福島県沖地震に係る災害復旧補助金を見込んでおります。

3項負担金交付金5,350万2,000円の増額については、特別交付税措置される不採算地区病院の運営に要する経費について、ダウンサイジングすることにより算定方法が変更となり増額するものです。

続いて、2款病院事業費用です。1項医業費用1目給与費につきましては、当初予算設定時におきましては、医師5名をはじめとする正職員108名、会計年度任用職員51名、契約常勤医師4名、対前年度8人減の計155名の体制で病院事業を行う予定としております。人件費です。給与費といたしましては、対前年度当初比較で855万8,000円減の11億1,203万1,000円でございます。

2目材料費は、病床数減により、525万9,000円減の4億4,475万4,000円を計上しております。

3目経費につきましては、4節職員被服費において、昨年度職員ユニフォームの更新をしたため減額となります。

7節光熱水費におきましては、原油価格高騰の影響から、1,371万6,000円の大幅な増額となっております。

17節委託料においては、更なる経営強化を図るため、病院会計に係る助言・指導業務委託と経営支援業務委託を計上し、冷温水発生機分離設備委託料を措置していることから、1,425万9,000円の増となっております。な

お、経営支援業務委託につきましては、主な事業概要65ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

経費全体では、3億131万6,000円といたしたところでございます。

2項医業外費用においては、昨年同程度の予算計上といたしました。

3項特別損失でございますが、令和3年度の福島県沖地震の災害復旧費として8,099万5,000円を計上いたすものです。

病院事業費用総額といたしましては、対前年度8,855万7,000円増の21億991万3,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出、3条予算の税込みでの収支でございますが、下から2行目、当該年度損益は対前年度予算比較で7,101万円の減、7,092万2,000円の赤字となり、次の欄の災害による特別損失を除く経常収支においては、1,007万3,000円の黒字となるものでございます。

また、参考に、その下の現金収支といたしまして、6,630万円となるものでございます。

続いて、資料24ページをご覧ください。

資本的収支です。資本的収入の企業債ですが、先ほど説明申し上げました電子カルテシステムなどの資産購入財源として1億4,750万円を予定するものでございます。

次の9項1目1節一般会計負担金4,370万6,000円につきましては、企業債償還金元金に対する基準内繰入分を措置するものでございます。

4款資本的支出1項3目資産購入費につきましては、電子カルテシステムなどの購入費で、4目1節リース資産購入費は病院ベッドや胃カメラなど医療機器のリース資産を計上するものでございます。その他建設改良費の1,615万4,000円ですが、センターの屋上にあります高架水槽の改修工事の病院分を計上するものでございます。

4項1目1節企業債償還金につきましては、見込みにより計上するものでございます。

説明は以上となりますが、前沢センター長を迎え、今の時代に合った、涌谷町に合った新しい涌谷町町民医療福祉センターの役割が構築されていく中で、センター全体の連携を図りながら自治体病院としての役割をしっかりと担っていく所存です。また、新型コロナウイルス感染症、原油価格高騰などの影響にも引き続き注視しながら、センター長、病院長の下、職員一丸となって病院経営改善に取り組んでまいりますので、引き続きご協力とご理解をお願いいたします。

終わります。〔7番伊藤雅一君 着席〕

○委員長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 1番黒澤でございます。

様々、令和5年度の医業収支改善に向けての努力は見られるところではございますけれども、委託費の様々な要因は先ほど説明していただきましたけれども、医療コンサルティングとか、医師確保のコンサルティング料とか、様々減額しているところもございます。その辺について説明していただきたいのと、病院会計に係る助言、業務指導、経営支援業務などの新しいことについての説明もお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（大泉 治君） 町民医療福祉副センター長兼総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 委託費の件でございます。

予算書の33ページのところで、医師確保コンサルティング料140万4,000円でございますが、こちらにつきましては、令和2年度は1,190万円、令和3年度は1,507万9,000円、令和4年度が420万円、今年度予算計上いたしましたのが140万4,000円でございます。このように、何とか自力で常勤医の確保、それからなるべくコンサルティング料を払わないような医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

それで、病院会計に係る助言・指導業務委託122万1,000円につきましては、公認会計士の事務所による指導を受けております。やはりなかなかですね、この公営企業会計の決算や予算計上、様々な諸表を作るに当たってなかなか知識が足りないところがございますので専門家に助言をいただいて、病院会計、それから老人保健事業会計、訪問ステーション会計、3つの会計に対して助言をいただいているところでございます。

さらに、来年度は経営支援業務として660万円の計上をいたしておりますけれども、こちらにつきましては、主な事業概要の65ページに掲載してございますけれども、下段のほうでございます。

まず一つは、公立病院の経営強化プランを来年度策定いたしますけれども、こちらのほうの専門的な知識の部分でのコンサルをいただこうと思っています。帳票冊子につきましては職員で行いますけれども、専門的な見地をいただくというコンサルティング料でございます。

そのほか、今年度、県の支援を受けまして、あるコンサル業者さんから指導を受けて、様々、地域包括ケア病床の稼働率アップだったり、それから加算の方法だったり、いろいろな指導を受けて単価のアップに結びつけているところがございますので、そういった専門的なコンサルティングを受けようと思っています。以上です。

○委員長（大泉 治君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 新センター長をお迎えして、医業収支改善のために、ぜひとも鋭意努力していただきたいと思えます。終わります。

○委員長（大泉 治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第39号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第40号の審査

○委員長（大泉 治君） これより、議案第40号 令和5年度浦谷町老人保健施設事業会計予算の審査を行います。
説明を求めます。総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 議案第40号 令和5年度浦谷町老人保健施設事業会計予算についてご説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

業務の予定量でございます。定員につきましては、入所80人、通所は50人としております。年間利用者数としては、入所を2万8,548人、通所を1万2,207人、在宅介護支援事業所につきましては972人と見込んでおります。1日平均利用者数は、入所は78人と見込んでおります。通所は、稼働日を313日、1日平均利用者数を39人と見込み、居宅介護支援事業所については、1日平均4人と見込むものでございます。

第3条の収益的収支及び、次のページの第4条、資本的支出につきましては、資料で説明させていただきます。

第5条においては、企業債の限度額等を定めておりますが、建物附帯設備整備事業として高架水槽等改修工事に480万円、福島県沖地震の建物のクラック等の補修に対する災害復旧事業として870万円と定めております。

第6条、一時借入金は限度額を3,000万円と定め、第7条では経費の流用を、第8条は流用制限を定める条項でございます。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

それでは、資料2の25ページをお開き願います。

資料は左から、令和5年度当初予算A、令和4年度当初予算Bと比較を表しております。

ここで、大変申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。1、業務予定量の中の4番目の一人1日平均単価につきまして、令和5年度の当初予算Aについて2万8,548円と書いてあるものを1万3,500円に、その隣の1万3,400円はそのまま、次の1万5,148円を100円に、その隣のC割るBの110.0は0.7に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ただいまの一人1日平均単価につきましては、これまでの実績などから設定しておりますが、入所は昨年並みの1万3,500円としております。通所につきましては、通所リハビリを1万1,333円、予防給付を7,067円とし、居宅介護支援事業所につきましては、1件平均として1万297円としております。

続いて、資料の26ページをご覧ください。

主に、前年度と比較して大きいところを説明させていただきます。

まず、収益的収入でございますが、1款1項1目入所収益につきましては、在宅復帰支援施設として年を通して在宅復帰率50%の強化型施設算定を見込み390万円の増額、通所収益につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う利用者増を見込み1,253万1,000円の増額、居宅介護支援収益につきましては、ニーズが増えていますことから205万8,000円増を見込んでおります。

事業収益といたしましては、対前年度1,847万1,000円増の5億2,574万円を見込んでおります。

2項事業外収益2目補助金は、皆増で、災害復旧工事に係る国庫補助金として2,638万7,000円を計上しております。

3目負担金交付金は、基礎年金拠出金、児童手当に要する経費分及び企業利息の3分の2などとして、一般会

計負担分として1,050万2,000円を計上しているものでございます。

事業収益総額といたしましては、対前年度4,275万5,000円増の5億6,858万9,000円とするものでございます。

続いて、収益的支出です。2款老健事業費用1項1目給与費につきましては、正職員37名、会計年度任用職員33名、計70名の、昨年度比で2名増の体制としております。

1節給与費から6節法定福利費まで、職員数の増、ベースアップ、処遇改善などによる増額で、給与費総額としては2,245万3,000円の増となっております。

3目経費につきましては、7節光熱水費において原油価格高騰による影響で561万9,000円の増額、11節修繕費で非常用照明修繕などにより357万2,000円の増額で、経費総額では886万9,000円増の1億1,100万9,000円を計上しております。

3項特別損失は、福島県沖地震による災害復旧工事で3,518万4,000円を計上しております。

事業費用の合計といたしましては、対前年度6,404万9,000円増の6億225万8,000円とするものでございます。

下から2行目、当年度損益といたしましては3,366万9,000円の赤字、特別損益、災害復旧費を除く経常収支におきましては151万5,000円の黒字となるものでございます。

現金収支といたしましては、参考でございますが、1,412万1,000円の黒字となるものでございます。

続いて、資料27ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。4条予算となります。

資本的収入、3款3項1目1節企業債収入として1,350万円を計上しております。

4項出資金につきましては、建物建設時に借入れいたしました企業債元金の償還金のおよそ3分の2である2,256万2,000円を一般会計から受け、残りの1,128万1,000円を訪問看護ステーション会計から受け、合わせまして3,384万3,000円を計上するものでございます。

続いて、資本的支出です。4款1項3目1節資産購入費につきましては、冷凍冷蔵庫などの購入に200万8,000円を計上するものでございます。

5目その他建設改良費483万7,000円は、高架水槽等改修工事の老健分を計上するものでございます。

4項1目企業債償還金につきましては、老健建物分の企業債の償還金として3,408万4,000円を計上するものでございます。

以上で説明を終わりますが、老人保健施設は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護、介護といったケア、作業療法士や理学療法士によるリハビリテーション、また栄養管理、食事、入浴などの日常サービスまで併せて提供する、なくてはならない施設です。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業務の縮小をせざるを得ませんでした。令和5年度はさらに感染症予防に努めながら、当センターの理念の下、在宅ケア支援の一翼を担い、ご利用者、ご家族の皆様が快適に自分らしい日常生活を送れるよう支援をしております。

終わります。

○委員長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第40号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第41号の審査

○委員長（大泉 治君） これより、議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算の審査を行います。

説明を求めます。総務管理課長。

○町民医療福祉副センター長兼参事兼国民健康保険病院総務管理課長（木村智香子君） 議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量につきましては、年間利用者数を8,032人、1日平均利用者数を平日は32.5人、土曜日は2人の予定とするものです。

第3条、収益的収支及び第4条の資本的支出につきましては、後ほど資料で説明をいたします。

第5条につきましては、流用制限の条項でございます。

それでは、会議資料の2の28ページをお開き願います。

1の業務予定量につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

29ページをご覧ください。

収益的収入及び支出でございます。1款1項1目訪問看護サービス療養収益につきましては43万2,000円増の5,901万7,000円、2目訪問看護サービス利用収益につきましては69万9,000円増の807万8,000円をそれぞれ見込み、一番上の事業収益総額として、対前年度113万1,000円増の6,709万7,000円を計上しております。

2款訪問看護事業費用といたしましては、主に人件費でございます。令和5年度予算におきましては、看護師4名、作業療法士・理学療法士3名、事務職員1名、合計8名体制とする予定でございます。対前年度43万3,000円増額の5,299万6,000円でございます。

2目材料費につきましては、感染対策のための材料費として、前年度と同額を計上しております。

3目経費につきましては、対前年度60万4,000円増の553万1,000円を計上するものでございます。17節委託料では、対前年度56万1,000円増の160万5,000円で、会計に係る助言指導委託料の増があったためでございます。

3条予算に係る当年度損益といたしましては、715万2,000円の黒字となるものでございます。

続いて、4款資本的支出につきましては、出資金として1,170万2,000円を老人保健施設事業会計へ出資するものでございます。これは、財政再建計画に基づく計上でございます。

説明は以上で終わりますが、訪問看護ステーション事業は、これまで同様、地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担っており、在宅など住み慣れた地域の中で、利用者様、ご家族様の生活を支えるため、在宅医療、在宅介護の充実に向け、病院を退院する前から相談カンファレンスに参加し、訪問看護、訪問リハビリが円滑にできるよう、利用者様の生活に沿ったケアに努めるものでございます。また、安心して地域で暮らしていただけるための対応として、緊急時のために24時間体制を確保いたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（大泉 治君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎委員会報告の作成について

○委員長（大泉 治君） 以上で、予算審査特別委員会に付託されました議案第33号 令和5年度涌谷町一般会計予算から、議案第41号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、委員長一任と決しました。

◇

◎閉会について

○委員長（大泉 治君） 以上をもちまして、予算審査特別委員会を終了したいと思います。閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

各委員各位及び参与席の皆様のご協力によりまして、当特別委員会審査は、骨格予算とはいえ、想定よりも早く終了、無事終了し、無事大任を果たさせていただきましたことに御礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。（拍手）



◎閉会の宣告

○委員長（大泉 治君） 以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

本日はこれで終了します。

ご苦勞さまでございました。

閉会 午後1時37分